

藤沢市片瀬小学校PTA規約

第1章 片瀬小学校PTAとは

1条(会の名前)

この会は片瀬小学校PTAといい、事務所を藤沢市立片瀬小学校の中におく。

2条(目的)

会は、保護者と教職員が協力して、こどもの幸福と健全な成長をはかることを目的とする。会員は、大人としての役割を理解し、次のような活動を行う。

- (1) 民主的教育について理解を深めること
- (2) 成人教育を盛んにすること
- (3) 教育的環境を整えること
- (4) 地域の社会教育を進めること
- (5) こどもの安全管理につとめること

3条(方針)

- (1) 会員は(以下、全PTA会員のことを指す)、すべて平等の義務と権利を有する。
- (2) 会員はお互いの考え、さまざまな立場を尊重する。
- (3) 学校問題について意見を述べるが、学校の管理や人事には干渉しない。
- (4) 会として特定の政党や宗教を支持しない。また営利事業を行わない。
- (5) PTA活動は、地域の理解・協力を得られるものとする。

4条(会員の資格)

会員となることができる者は、次の通りである。

- (1) 片瀬小学校に在籍する児童の保護者。
- (2) 片瀬小学校の教職員。
- (3) 転出、または退会した場合は、会員の資格を失う。
- (4) 保護者の加入は世帯単位とする。
- (5) 会員は、活動、意見、提案ができる。PTA代表および委員は、内容に応じた方法で検討し、適切な形で回答する。

5条(会費)

会員は、会費を納めるものとする。

- (1) 会費は一世帯につき一定額(年間2,400円/月額200円)とし、定められた日に一括納入とする。
- (2) 年度途中で会員となった者は、会員となった翌月以降から年度末までの会費を一括して納入する。
- (3) 年度途中で退会した者には、脱退月の翌月以降から年度末までの会費を返金する。
- (4) 事情により会費の納入が困難な場合は、PTA代表に問い合わせた上で、申請により免除される場合もある。

第2章 総会

6条 総会は、会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。総会には、定期総会と臨時総会がある。

7条(総会の審議・承認事項)

(1)第1回定期総会(6月末までに開催する)前年度の決算・会計監査、基本方針、年間活動計画と予算

(2)第2回定期総会(3月末までに開催する)年間の活動・見直し、会計の報告、次年度PTA代表および会計監査委員の選出・方針

(3)その他、総会で承認を要する主な事項は、委員会の設置・廃止、規約の改訂、PTA代表の不信任など。

(4)臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、または、会員の5分の1以上の要求があったときに開催する。

8条 総会の形式は、対面または書面(電磁的記録物を含む)にて開催できる。

(1)総会の日時・場所(形式)および議題は、事前に会員に通知する。

(2)対面で開催する場合、総会の議長は、その都度、PTA代表以外の出席者の中から選出する。

9条 総会は、会員の3分の1以上(委任状を含む)の出席で成立する。

10条 総会の議事は、出席者の過半数で決議する。投票単位は一世帯一票、教職員会員各一票とする。

第3章 運営委員会

11条 運営委員会は、PTA代表・各委員会から選出された運営委員で構成され、会の運営に必要な事項(主に次の通り)を審議、検討、承認、活動する。

(1)委員会・会員の報告、提案事項

(2)会の運営に関わる事項、会の目的に沿った課題

(3)総会に提出する議案

12条 運営委員は議決権を持つ。運営委員会に参加できない場合、代理を立てることができる。それ以外の委員も報告など必要時に参加する。

13条 会員は、運営委員会への参加または書面を通じて、いつでも意見を述べたり提案することができる。校長および教頭は、学校管理者の立場で運営委員会に参加する。

14条 運営委員会は原則として月1回開催する。その他、PTA代表が必要と認めたとき、または運営委員からの要望にて開催できる。

15条 運営委員会は運営委員の過半数(委任状を含む)の出席で成立し、議事は議決権を持つ出席者の過半数で決議する。

第4章 PTA代表

16条 PTA代表は、会の代表として方針を定め、会の運営に当たる。

17条(選出)

PTA代表(保護者会員から6名/教職員会員から1名)は選出管理委員会が計画し、運営委員会の承認を得た手順にて選出後、総会にて決議を受ける。また、選出の手順と状況は、必要な時期ごと会員に案内する。

18条(保護者カード)

(1)保護者カードは、会の運用目的のみに使用する情報として、PTA代表が保護者から集め、管理する。

(2)各委員の活動において保護者カード上の情報が必要な場合、PTA代表または校長・教頭の立ち合いの元で使用し、使用後に情報は適切な形にて破棄する。

19条(企画活動)

PTA代表は、会員による企画活動の窓口となり、支援する。企画活動に関しては、「企画活動細則」に沿って行われる。

20条(サークル)

PTA代表は、サークル活動の窓口となり、支援する。サークル活動に関しては、「サークル活動細則」に沿って行われる。

21条(任期と辞退権)

(1)任期は基本1年であり、連続しての活動は2年までとする。その後の再任は可能とする。

(2)PTA代表の者は、翌年度から永久期間PTA代表および委員を辞退することができる。立候補する場合、活動は制限されない事とする。

(3)PTA代表としての活動は、保護者カードに記載できる。

第5章 委員会

22条 委員会の構成(選出方法、人数構成・役割分担)は運営委員会にて決議の上、会員に明示する。

(1)選出方法は選出管理委員会が計画し、運営委員会の承認を得た手順にて選出する。

(2)選出の手順と状況は、必要な時期ごとに会員に案内する。

(3)選出後、各委員会に必要な役割(委員長、副委員長、書記、会計など)を互選する。

23条(委員会の活動と予算)

(1)各委員会の会計は年度ごとに適切な事業計画と予算を組み、運営委員会にて決議を受ける。

(2)活動の内容は記録し、運営委員会および総会で報告する。

24条(対外活動と委員)

(1)会は教育に関係のある他の団体と協力する。

(2)主にPTA代表がその立場で参加するが、一部、会員から募集する。募集する委員はその都度案内する。

(3)対外活動の委員として参加している会員は、原則的に学期ごとに活動を運営委員会で報告する。

25条 必要に応じて、総会の決議により、委員会を設置または廃止することができる。

26条(任期と辞退権)

(1)任期は基本1年であり、同一委員としての連続しての活動は2年までとする。その後の再任は可能とする。

(2)委員長は翌年1年に限り、または外部団体(青少年指導員・子どもの家)を2年任期の者は永久期間、PTA代表および委員を辞退することができる。

(3)委員会での活動は、保護者カードに記載できる。

第6章 会計

27条 会の会計は、総会が承認した予算に基づいて行われる。

28条 会の収入は会費、会の目的に沿った事業収益、その他からなる。

29条 会の決算は、会計監査を経て総会にて決議を受ける。

30条 会計年度は4月1日から翌年3月31日とする。

31条 会計の会計監査運用に関しては、「会計細則」に沿って行われる。

第7章 規約の改定

32条 規約は、総会の決議により、改正することができる。

33条 改正案は、総会の開催の少なくとも10日前までに、会員に知らせる。

付則 この改訂内容は、2026年4月1日から実施するものとする。

第8章 細則

34条 会の運営に関し必要な細則は、規約に反しない限りにおいて運営委員会の決議を経て定める。

35条 細則を制定または改廃した場合には、運営委員会はその結果を総会で報告する。

会計細則

1条(会計の原則)

(1)会計年度における支出は、原則としてその年度の収入をもってこれにあてる。

(2)会計に関する帳簿、記録(領収書含む)は、いつでも会員の請求があれば公開される。

2条(予算計画と管理)

(1)予算案は、各委員会他の申請を経てPTA代表で作成し、6月総会にて決議を受ける。

- (2) 年度途中に運営委員会で承認された企画の予算は、運営委員会活動費から支出する。
- (3) 適切な理由で予算を超える場合、運営委員会の決議を経て予備費から支出する。
- (4) PTA代表は、6月総会までの収支を管理する。4月1日から6月総会までの収支は、会の目的に沿った活動であることをPTA代表が確認し、運営委員会の決議で執行する。6月総会までの収支は、6月総会にて予算が成立した時点で、本予算に組み入れる事とする。

3条(収入)

収入は会費、会の目的に沿った事業収益、前年度繰越金などからなる。

4条(支出)

- (1) 各委員会他の会計が、事業計画と予算に沿って管理・支出する。
- (2) 各委員会他が支出した場合、支出承認書に所要事項を記入し、レシートと共に保管する。会計監査時にPTA代表に提出し、内容を確認・照合する。

5条(決算)

- (1) 仮決算報告は3月総会に、決算報告は翌年度6月総会にて決議を受ける。
- (2) 毎会計年度において、決算剰余金が生じたときは、翌年度に繰越す。

6条(特別な支出)

特別な支出については、次の通り行う。

- (1) 見舞金
 - 会員または在籍児童の死亡 10,000円
 - 会員または在籍児童の事故、病気による連続1ヶ月を超える療養欠席 3,000円相当の見舞品(金)
- (2) 教職員会員の異動お花代 3,000円相当、退職お花代 5,000円相当

7条(会計監査)

- (1) 会計監査では、総会で決定した予算が正確に運用され、会計監査委員が「第6章 会計」およびこの「会計細則」に沿って、正しく運用されているかを監査する。
- (2) 会計監査委員は、原則年2回会計監査を行い、総会にて決議を受ける。
- (3) 会計監査委員は必要に応じて、いつでも会計監査を行うことができる。
- (4) 会計監査委員(保護者会員から2名/教職員会員から1名)の選出は、次の通り行う。
 - 会計監査委員は、当年度委員をのぞいた会員の中から選出する。
 - 教職員の会計監査委員(1名)は、4月以降に教職員会員の中で互選する。
 - 欠員が生じた場合は、会員の中から改めて募集する。
 - 会計監査委員は1年ごとに交代する。
 - 会計監査委員の活動は、保護者カードに記載できる。

企画活動細則

1条(企画活動とは)

企画活動は、会員が全会員を対象に自主的な企画を計画し、提案、運営できる。

2条(設立手順)

- (1) 2名以上の会員が集まり、代表者の決定後、PTA代表に申請する。
- (2) 代表者は企画内容および目的を提案し、会の目的に沿った活動であることを運営委員会の承認を経て、設立とする。

3条(運営と活動)

- (1)活動計画および予算は、代表者がPTA代表へ申請し、運営委員会にて決議を受ける。
- (2)活動計画をもとに自主的に運営し、原則的に学期ごと、または必要に応じて、活動を運営委員会に報告する。
- (3)企画活動は、活動および報告が終了した時点で解散する。

サークル細則

1条(サークルとは)

サークルは、分野に関わりなく共通の関心を持つ会員の活動である。

2条(設立手順)

- (1)2名以上の会員が集まり、代表者の決定後、PTA代表に申請する。
- (2)サークルの趣旨が、会の目的に沿った活動であることを運営委員会の承認を経て設立とする。

3条(運営と活動)

- (1)活動計画および予算は、サークルの代表者がPTA代表へ申請し、運営委員会にて決議を受ける。
- (2)サークルは自主的に運営し、発表会の開催、会報および広報誌の発行などにより、その活動内容を会員に知らせることができる。
- (3)代表者は、原則的に学期ごと、または必要に応じて、参加または書面を通じて活動を運営委員会に報告する。
- (4)サークルは、代表者の在籍児童が卒業した場合、および代表の任を引き継ぐ会員が不在の場合に解散する。

改訂履歴

1998年3月改訂
1999年3月一部改訂
2000年3月改訂
2001年3月一部改訂
2003年3月一部改訂
2004年3月一部改訂
2006年3月一部改訂
2007年3月一部改訂
2008年2月一部改訂
2009年2月一部改訂
2010年6月一部改訂
2011年2月一部改訂
2012年2月一部改訂
2015年2月一部改訂
2018年2月一部改訂
2019年2月一部改訂
2020年2月一部改訂
2021年6月一部改訂
2022年2月一部改訂
2026年2月改訂